

## 第2回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年7月30日（木）午前9時00分より、役場各種委員会室において第2回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第2回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 久保 委員、4番 江郷 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第2回南幌町農業委員会総会は、7月30日 本日1日限りとしていたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第2回南幌町農業委員会総会は、7月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和2年7月20日、第1回農業委員会総会を開催した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長職務代理者より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和2年7月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、1件でございます。

認定年月日は令和2年7月28日、有効期限が令和7年7月27日までとなっております。

認定番号2の7の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。認定農業者の経営体の総数につきましては、152経営体のうち法人は15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、許可申請があったので、可否につき意見を求める。

令和2年7月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請につきましても、1件でございます。申請地につきましても、農用地区域外農地になります。

譲渡人は南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。譲受人は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。所在と地番につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇の内、畑で〇〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人が同居している孫が住宅を建設したいとのことで、申請地を譲渡することにした。

譲受人は現在、住宅が老朽化したので、住宅を新築したいのですが、既存の宅地内だけでは住宅を建設することができないため、

隣接する農地の一部を転用し、住宅を建設したく転用申請に及びました。

続いて、資料の第5条調査書について説明いたします。

資料をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は第3種農地で都市計画法の用途地域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地には余地がなく、都市計画上の用途地域に指定されている農用地区域外農地しかないため。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてはすべての項目は該当ありません。

3 添付書類については全て添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

4 番 議長4番

議 長 4番 江郷委員

4 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在宅地内に住宅を建築する余裕はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないものと思われ。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

---

議長 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和2年7月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件でございます。  
整理番号2の7の1の買い手は、□□□□□。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、畑で821㎡他、計4筆ございまして、  
49,333㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第7** 議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定について。  
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得における今年度  
の下限面積(別段面積)の設定については、以下のとおり提案  
するので、審議願ひ議決を求める。令和2年7月30日提出。  
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。  
下限面積(別段面積)の設定について、農地法では農地を所有する  
下限面積を北海道では2ヘクタール以上と規定されていますが、  
その設定基準を引き下げるかどうかについて毎年総会で決定して  
おります。  
別段の面積の設定基準として2つの項目がありまして、農地法  
施行規則第17条第1項の地域の平均的な経営面積から地域の実  
情に合わない場合は2ヘクタールから引き下げることができます。  
本町の場合、農業者の経営規模は2ヘクタール以上耕作してい  
る方が95%を超えていることから変更を行わないとするもので  
す。農地法施行規則第17条第2項につきましては、遊休農地解  
消のため新規就農者を推進しなければならない場合、下限面積を  
引き下げることができます。本町では耕作放棄地がありませんの  
で、変更は行わないものです。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第2回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって第2回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

（午前 9時11分終了）

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番